

改正省令に係るお知らせ N01

令和6年6月28日

会員事業所の長 様

(一社)鹿児島県LPガス協会 事務局

改正省令について

前略、取引の適正化に向けた改正省令が7月2日から施行されます。
最近、皆様から問合せが増えてきましたのでシリーズ化して内容をお知らせします。
関係のあるケース、そうでない場合があると思いますが、一読され適正な対応方よろしく
願います。不明な点は協会事務局に遠慮なくお問い合わせください。

1・今回の改正

次の3つがポイントです。

- 1) 過大な営業行為の制限・・・令和6年7月2日施行
- 2) 賃貸集合住宅へのLPガス料金情報の提供・・・上に同じ
- 3) 三部料金制の義務化・・・令和7年4月2日施行

2・ポイント

上記 1) 2) 3) のポイントは次のとおりです。

- 1) 戸建て、賃貸集合住宅へのガス供給権を得るため、オーナー、不動産業者等に
過大な利益を供与することが禁止される、7月2日以降新規契約が対象

利益の供与とは(例) 設備、器具等の無償貸与、フリーメンテナンス、物品や
サービスの提供、紹介料の支払い、ガス料金の一部
キックバック、容器設置スペースの賃料 等

- 2) 賃貸集合住宅へのLPガス料金情報の提供 7月2日以降新規契約が対象

賃貸集合住宅にガス供給がある ⇒不動産業者等に事前に料金表を提供

努力義務であり、法律ではない

逆に入居者から直接料金表が欲しいと云われた場合

⇒提供する義務がある **法律で義務化**

- ★ 3) の三部制料金については来年4月からの施行であり、ややこしい面が
あるため、次回(7月初め N02)にお知らせします。 **NO2に続く**